■保育所等の整備に関する協議の流れ■

① 保育所等整備を要請する場合

事前相談

適用対象となる規模等の建築物の建設を予定している場合は、建築計画が確定しない段階で、予め保育所等整備の協議についてご相談ください。

協議開始

「建設事業届出書」及び必要書類をご提出下さい。

保育所等整備の協力の要請

区は必要があれば、「協力要請書」により、保育所等の整備への協力を要請します。

保育所等整備の協力要請に対する回答

区の保育所等整備の要請に対する回答を、「協力要請への回答書」によりご提出ください。（１００戸以上のマンションで整備協力ができないと回答した場合は、別途、整備協力金を要請します。）

事前届出に係る確認済通知書の通知

区は、回答書の内容を確認し、その旨を「事前届出に係る確認済通知書」により通知いたします。

保育所等設置の協議終了

（３か月程度）

建築に係わる届出等

② 保育所等整備を要請しない場合

事前相談

適用対象となる規模等の建築物の建設を予定している場合は、建築計画が確定しない段階で、予め保育所等整備の協議についてご相談ください。

協議開始

「建設事業届出書」及び必要書類をご提出下さい。

事前届出に係る確認済通知書の通知

区は、保育所等の整備を要請しない場合、その旨を「事前届出に係る確認済通知書」により通知いたします。

保育所等設置の協議終了

（１～２か月）

建築に係わる届出等